

平成27年 第1回

木古内町議会臨時会会議録

平成27年5月1日 開会

平成27年5月1日 閉会

木古内町議会

平成27年5月1日（金）第1号

- 開会日時 平成27年5月1日（金曜日）午前10時15分
○ 閉会日時 平成27年5月1日（金曜日）午後 3時09分
-

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
総務課長	山本	哲
町民課長	吉田	宏
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
保健福祉課長	名須賀	六男
まちづくり新幹線課長	福田	伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	丹野	正樹
産業経済課長	木村	春樹
建設水道課長	若山	忍
病院事業事務局長	平野	弘輝
教育長	野村	広章
生涯学習課長	澁谷	勝
給食センター長	澁谷	勝
農業委員会事務局長	木村	春樹
代表監査委員	森井	俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田	廣之
議事担当主査	西嶋	浩二

平成27年第1回木古内町議会臨時会議事日程

第1号 平成27年5月1日(金)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		仮議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3	選 挙 第1号	議長選挙
4		会期の決定
5	選 挙 第2号	副議長選挙
6		議席の指定
7	発議案 第1号	常任委員会委員の選任
8	発議案 第2号	議会運営委員会委員の選任
9	発議案 第3号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任
10	発議案 第4号	総合交通体系調査特別委員会の設置及び委員の選任
11	選 挙 第3号	渡島西部広域事務組合議会議員選挙
12	選 挙 第4号	渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙
13		行政報告
14	承 認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
15	議 案 第5号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
16	議 案 第6号	木古内都市計画道路3・4・3環状線通道路整備工事に伴う江差線木古内駅構内佐女川橋りょう改築工事等に関する基本協定の締結について
17	議 案 第1号	平成27年度木古内町一般会計補正予算(第1号)
18	議 案 第2号	平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
19	議 案 第3号	木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について
20	議 案 第4号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
21	同意案 第1号	監査委員の選任について
22	発議案 第5号	議会閉会中の所管事務調査について
23		議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣について

○**議会事務局長(吉田廣之君)** 議会事務局長の吉田です。

今、臨時会は、一般選挙後初めて開催される議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の佐藤 悟議員をご紹介します。

佐藤議員、よろしくお願いいたします。

○**臨時議長(佐藤 悟君)** ただいま、紹介されました佐藤です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、一般選挙後、初めての議会でございますので、この際、諸般の事項について処理いたします。

ただいま出席の、町長はじめ、特別職及び管理職の皆様につきましては、あらかじめ議会事務局長より出席依頼をしておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、はじめに、大森町長よりご挨拶がありますので、これを許します。

町長。

○**町長(大森伊佐緒君)** 皆様、おはようございます。

平成27年第1回木古内町議会臨時会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、新しく選ばれた木古内町議会議員の皆様をお迎えして、謹んで挨拶を申し上げる機会をいただきましたことは、私の最も光栄とするところでございます。

議員各位にはおかれましては、さる4月26日に執行された木古内町議会議員の選挙にあたり、多くの町民の皆様のご支持を得て、ご当選されましたことは誠に喜ばしく、心よりお喜びを申し上げます。

さて、顧みますと、東日本大震災から4年が経過いたしました。被災地においては、いまなお懸命な復旧・復興作業が続いておりますが、いまなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされており、一日も早い真の復興を願わずにはおられません。

改めて、被害に遭われた皆様方に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられました方々、さらにご遺族の方々に謹んで哀悼の意を表するところでございます。

こうした中、当町は、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の推計では、消滅可能性自治体の一つとされておりますが、今後、国のまち・ひと・しごと創生本部が進める長期ビジョンによる、町の目指す方向性について、しっかりと見定めてまいりたいと考えております。

北海道新幹線につきましては、来年3月の開業を目指しており、いよいよ新幹線時代が幕を開けます。

当町では、開業当初から経済効果を出すための準備を進めておりますが、取りわけ、近隣自治体との広域連携による観光の推進は極めて重要であり、残された期間におきましても、しっかりと準備を進めてまいります。

また、現在建設中の観光交流センターで設営準備が進んでいる、奥田政行オーナーシェフ監修のレストランでは、道南の食材を豊富に活用することで、当地域の魅力を表現したいと考えております。

さらには、引き続き経費の節減を行い、事業の見直しなどを行う、「財政の健全化」にしっかりと取り組んでまいると同時に、当町の柱と位置づけております「保健・医療・福祉」

の充実に向けた施策につきましても、着実に進めてまいります。

多くの課題はございますが、議員の皆様方とともに、住民の皆様が安全で安心して暮らせる「明るいまちづくり」実現のために、全力で取り進める所存でございますので、議員各位におかれましては、今後とも、特段のご指導とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

結びに、議員各位の益々のご健勝ご多幸を、そしてご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

○臨時議長(佐藤 悟君) 次に、副町長より説明員の紹介をお願いいたします。

副町長。

○副町長(大野 泰君) では、この席よりご説明を申し上げます。

議員の皆様、この度はおめでとうございます。

それでは、新しい議員さんもおりますので、私から第1回木古内町議会臨時会に出席の説明員の紹介をさせていただきます。

前列から紹介いたします。野村教育長でございます。続きまして、山本総務課長でございます。続きまして、福田まちづくり新幹線課長でございます。続きまして、澁谷生涯学習課長でございます。

次に、2列目になりまして、吉田町民課長でございます。続きまして、高橋税務課長でございます。続きまして、若山建設水道課長でございます。続きまして、木村産業経済課長でございます。続きまして、丹野まちづくり新幹線課新幹線振興室長でございます。続きまして、平野病院事業事務局長でございます。続きまして、名須賀保健福祉課長でございます。

次に、3列目になりまして、森井代表監査委員でございます。

なお、小澤病院事業管理者につきましては、本日診療業務が入っておりまして、欠席をさせていただきます。

最後に私、副町長の太田でございます。管理職の皆さん方と同様、これからよろしく願いいたします。

以上で、説明員の紹介を終わります。

○臨時議長(佐藤 悟君) 次に、各議員より自己紹介をお願いします。

仮議席番号1番 竹田議員より順次お願いいたします。

○仮議席1番(竹田 努君) 3期目を迎えました、竹田 努です。どうぞよろしく願いいたします。

○仮議席2番(手塚昌宏君) おはようございます。新人議員の手塚昌宏です。皆様方のご指導、ご鞭撻よろしく願いいたします。

○仮議席3番(又地信也君) 仮議席番号3番の又地でございます。管理職の皆さんとは、随分長いお付き合いになりますけれども、今後一層のご指導をいただきますようよろしく願いいたします。

○仮議席4番(相澤 巧君) 新人議員、相澤でございます。町民のため、町のため、一生懸命頑張ります。よろしく願いいたします。

○仮議席5番(新井田昭男君) おはようございます。2期目を迎えさせていただきました、新井田昭男でございます。皆さんとはまたこの4年間、町民のために頑張っていきたいと思っていますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○**仮議席6番(平野武志君)** おはようございます。2期目になります、平野武志です。4年前同様、この議場に入らせていただきまして、益々気の引き締まる気持ちでございます。同僚議員とまた行政の皆様方と志を一つにして、町民の付託に応えるためのまちづくり。また、質の高い議会の運営を目指して、2期目益々頑張っていきたい気持ちでございます。皆様方におかれましては、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○**仮議席7番(鈴木慎也君)** 仮議席番号7番、鈴木慎也でございます。新人議員、そして36歳最年少ということで、皆様にいろいろと勉強させていただきながら背伸びすることなく、若者らしく活動させていただきたく思っております。今後とも町のため、町民一人ひとりのために、一生懸命頑張らせていただきますので、今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。

○**仮議席8番(吉田裕幸君)** 仮議席番号8番、吉田裕幸です。4期目を迎えました。皆さん、よろしく願いいたします。

○**仮議席10番(福嶋克彦君)** 仮議席番号10番、福嶋克彦です。5期目を迎えました。よろしくどうぞお願いいたします。

○**臨時議長(佐藤 悟君)** 最後に仮議長の佐藤です。よろしくお祈りいたします。

(午前10時15分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○**臨時議長(佐藤 悟君)** ただいまから、平成27年第1回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

仮 議 席 の 指 定

○**臨時議長(佐藤 悟君)** 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○**臨時議長(佐藤 悟君)** 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により臨時議長から指名いたします。

仮議席1番 竹田 努さん、仮議席2番 手塚昌宏さん。以上、2名を指名いたします。

選挙第1号 議 長 選 挙

- 臨時議長(佐藤 悟君) 日程第3 選挙第1号 議長選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

(議場出入り口閉鎖)

- 臨時議長(佐藤 悟君) ただいまの出席議員は10人です。
お諮りいたします。
これから、議長選挙に立候補するかたの所信表明を行いたいと思います。
この間、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

- 臨時議長(佐藤 悟君) ご異議なしと認め、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時19分
再開 午前10時31分

- 臨時議長(佐藤 悟君) 休憩を解き、会議を再開いたします。
立会人を指名します。
木古内町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席4番 相澤 巧さん及び
仮議席5番 新井田昭男さんを指名します。
投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

- 臨時議長(佐藤 悟君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ声あり)
○臨時議長(佐藤 悟君) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

- 臨時議長(佐藤 悟君) 投票箱を点検し、異常ありませんか。
(「異常なし」と呼ぶ声あり)
○臨時議長(佐藤 悟君) 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

記載する場所は、一般質問者用の演台で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

議会事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長。

○**議会事務局長(吉田廣之君)** それでは、仮議席番号を読み上げます。仮議席番号1番 竹田議員、仮議席番号2番 手塚議員、仮議席番号3番 又地議員、仮議席番号4番 相澤議員、仮議席番号5番 新井田議員、仮議席番号6番 平野議員、仮議席番号7番 鈴木議員、仮議席番号8番 吉田議員、仮議席番号10番 福嶋議員、最後に仮議席番号9番 佐藤議員、お願いいたします。

○**臨時議長(佐藤 悟君)** 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**臨時議長(佐藤 悟君)** 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席4番 相澤 巧さん、仮議席5番 新井田昭男さんは、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○**臨時議長(佐藤 悟君)** 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。これは、先ほどの出席議員の数に符合いたしております。

そのうち有効投票10票、無効は0票です。

有効投票のうち、又地信也さん8票、竹田 努さん2票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、又地信也さんが議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口を開く)

○**臨時議長(佐藤 悟君)** ただいま議長に当選された又地信也さんが議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました又地信也さんから発言を求められておりますので、これを許します。

又地信也さん。

○**議長(又地信也君)** 議長に当選させていただきまして、誠にありがとうございます。

議会は、行政との車の両輪であります。議論は議論、徹底した議論をいただきながら、木古内町議会の質の向上、そして図りながら、町の懸案事項を皆さんと一緒に真剣に取り組んで町民の付託に応えたいと思います。ありがとうございました。

○**臨時議長(佐藤 悟君)** これで臨時議長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

又地議長、議長席にお着きを願います。

(議長、議長席に着く)

○臨時議長(佐藤 悟君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、別紙に記載の町長はじめ特別職及び管理職員は、議長において、地方自治法第121条の規定により、出席の要求をいたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

選挙第2号 副議長選挙

○議長(又地信也君) 日程第5 選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場出入り口閉鎖)

○議長(又地信也君) ただいまの出席議員は10人です。

お諮りいたします。

これから、副議長選挙に立候補するかたの所信表明を行いたいと思います。

この間、暫時休憩したいと思いますですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時52分
再開 午前11時03分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席4番 相澤 巧さん、仮議席5番 新井田昭男さんを指名いたします。

投票用紙を配ります。西嶋主査、お願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長(又地信也君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(又地信也君) 投票箱を点検し、異常ありませんか。

(「異常なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

記載する場所は、一般質問者用の演台で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

議会事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(吉田廣之君) それでは、仮議席番号と氏名を申し上げます。

仮議席番号1番 竹田議員、仮議席番号2番 手塚議員、仮議席番号4番 相澤議員、仮議席番号5番 新井田議員、仮議席番号6番 平野議員、仮議席番号7番 鈴木議員、仮議席番号8番 吉田議員、仮議席番号9番 佐藤議員、仮議席番号10番 福嶋議員、最後になります仮議席番号3番 又地議長お願いします。

○議長(又地信也君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに、開票を行います。

仮議席4番 相澤 巧さん及び仮議席5番 新井田昭男さんは、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(又地信也君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。これは、先ほどの出席議員の数に符合いたしております。

そのうち有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、吉田裕幸さん6票、福嶋克彦さん4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、吉田裕幸さんが副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口を開く)

○議長(又地信也君) ただいま副議長に当選された吉田裕幸さんが議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。おめでとうございます。

副議長に当選されました吉田裕幸さんから発言を求められておりますので、これを許します。

吉田裕幸さん。

○副議長(吉田裕幸君) ただいま議員各位の皆様のご支持を受けまして、副議長に当選をさせていただきました吉田裕幸です。

まだまだ議会メンバーの中で下から3番目の年齢ではございますが、誠心誠意議長をサポートし、そして行政と議会を円滑に進め、町の発展に尽くしたいと思っておりますので、皆様のご指導をさらに仰ぎ、一生懸命取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長(又地信也君) ここで暫時、休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時28分

議 席 の 指 定

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

議席番号と氏名を事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(吉田廣之君) それでは、議席番号と氏名を報告いたします。

議席番号1番 佐藤議員、2番 新井田議員、3番 平野議員、4番 竹田議員、5番 相澤議員、6番 手塚議員、7番 福嶋議員、8番 鈴木議員、9番 吉田副議長、10番 又地議長。

以上です。

○議長(又地信也君) ただいま、議会事務局長より朗読したとおりの議席を指定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時30分
再開 午前11時31分

発議案第1号 常任委員会委員の選任

○議長(又地信也君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 発議案第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規定により、総務・経済常任委員会に全議員を指名したいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました全議員を、総務・経済常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

正・副委員長が決定するまで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時32分
再開 午後 1時18分

諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、総務・経済常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務・経済常任委員会 委員長に平野武志さん、副委員長に佐藤 悟さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

発議案第2号 議会運営委員会委員の選任

○議長(又地信也君) 日程第8 発議案第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規定により、相澤 巧さん、鈴木慎也さん、新井田昭男さん、平野武志さん、及び福嶋克彦さんを指名したいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時25分

諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会 委員長に新井田昭男さん、副委員長に相澤 巧さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

発議案第3号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任

○議長(又地信也君) 日程第9 発議案第3号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

木古内町議会委員会条例第5条第1項及び第2項規定により、議会だより編集特別委員会を設置したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

次に、議会だより編集特別委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規程により、相澤 巧さん、鈴木慎也さん、手塚昌宏さん、平野武志さん、及び吉田裕幸さんを指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時31分

諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会だより編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会だより編集特別委員会 委員長に平野武志さん、副委員長に鈴木慎也さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

発議案第4号 総合交通体系調査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長(又地信也君) 日程第10 発議案第4号 総合交通体系調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

木古内町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、総合交通体系調査特別委員会を設置したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

次に、総合交通体系調査特別委員会委員の選任については、木古内町議会委員会条例第7条の規定により、総合交通体系調査特別委員会に全議員を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり総合交通体系調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時36分

諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、総合交通体系調査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総合交通体系調査特別委員会 委員長に吉田裕幸さん、副委員長に竹田 努さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

選挙第3号 渡島西部広域事務組合議会議員選挙

○議長(又地信也君) 日程第11 選挙第3号 渡島西部広域事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦にすることに決定いたしました。

なお、組合議員は3名ですが慣例で1名は議長が議員として入っておりますので、あとの2名について指名推薦をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) 渡島西部広域事務組合議員として、福嶋議員並びに手塚議員を指名したいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長(又地信也君) ただいま指名のありました福嶋克彦さん、手塚昌宏さん並びに議長を渡島西部広域事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のありました福嶋克彦さん、手塚昌宏さん並びに議長が渡島西部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま渡島西部広域事務組合議会議員に当選されました、福嶋克彦さん、手塚昌宏さん並びに又地信也さんが議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙

○議長(又地信也君) 日程第12 選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

なお、広域連合議員は2名ですが、慣例で1名は副議長が議員として入っておりますので、あとの1名について指名推薦をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 7番 福嶋克彦さん。

○7番(福嶋克彦君) 相澤 巧議員を推薦いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

ただいま、福嶋克彦さんから指名のありました相澤 巧さん並びに副議長を渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のありました相澤 巧さん、並びに副議長が渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました、相澤 巧さん並びに副議長が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第13 行政報告。

町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます

まず1点目は、火災の発生についてでございます。2件発生しております。

1件目は、3月31日午前6時25分、新道地区の住民から「自宅の集合煙突付近が赤くなって煙が出ている」との119番通報があり、消防車を出動させました。

到着後、集合煙突付近に放水を行った結果、集合煙突の熱と白煙の排出がおさまり、午前9時30分に鎮火いたしました。

本火災による人的被害はありませんでしたが、損害額は4万1,000円と見込まれております。

なお、出動人員等は、消防車両5台、消防職員15名でございます。

2件目は、4月23日午後0時7分、幸連地区の住民から「浜でごみ焼きの火を逃がし、燃え広がって近くにある船に燃え移りそうだ」との119番通報があり、消防車を出動させました。

到着後、燃焼の激しい船と枯れ草に対する消火活動を実施した結果、午後0時29分に鎮火いたしました。

本火災による人的被害はありませんでしたが、船等に被害があり、損害額につきましては現在調査中であります。

なお、出動人員等は、消防車両5台、消防職員12名でございます。

2点目は、公用車の車検切れ運行についてでございます。

当町が管理し、社会福祉協議会に貸与している公用車1台が、車検切れの状態になっていた事実が判明いたしました。

車検切れが判明した車両につきましては、車種は小型乗用車、車検が満了した日は、平成26年2月24日、車検切れ運行の状況は、平成26年2月25日から平成27年4月16日までの間で、

走行距離は、1万58 kmでございます。車検切れ期間の事故・故障等の発生はありませんでした。

車検切れ判明の経緯につきましては、平成27年4月17日、車両使用者である社会福祉協議会の職員が乗車した際に、車両に添付してある車検満了日記載ステッカーの期日経過を発見、同日直ちに町保健福祉課に報告がありました。

車検切れが判明した原因につきましては、公用車の管理は建設水道課が担当しており、従前より一覧表を作成し台帳による車両管理を行っておりますが、担当職員の不注意により車検満了日を見落としたことが原因と考えられます。

判明後の対処につきましては、まずはじめに当該車両の運行停止措置を行い、その後に原因調査と再発防止策を協議し、並行して同日本古内警察署長へ経過報告をしております。

また、その後にマスコミ各社に対して会見を開催いたしました。

記載しておりませんが、当時の岩館議長にも報告を行っております。

再発防止措置については、管理台帳の見直しを行い、これまでの担当課毎の車両管理から、車検満了日順に整理し管理することに改めました。

また、ダッシュボード等運転席から見やすい場所に次回の車検満了日を掲示し、利用する職員が確認できるようにいたしました。

さらに、全職員が利用しているパソコンのグループウェアを用い、全ての公用車を登録し車検終了日を明記することで、複数の職員によるチェック体制を整えました。

このたびの事件は誠に遺憾であり、多くの皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、心からお詫びを申し上げます。

今後は同様の事態が発生することのないよう公用車の維持・管理を徹底し、町民の皆様への信頼回復に努めてまいります。

なお、関係職員に対する処分を検討しておりますが、検察庁からの指示書が届き次第としており、後日、改めて報告をさせていただきます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 町長の行政報告が終わりました。

質疑はございませんか。

2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田でございます。

いま、町長のほうからいろいろ行政報告ということで、何点かお話いただきました。ちょっと二つほどのことでお尋ねしたいのですけれども、まず一つは、2件目の4月23日の幸運の火災事故について聞きたいのですけれども、この事故に関しては基本的には、基本的にというよりも、浜でゴミを焼くというのは当然禁止されているのですね、これ。にもかかわらず、こういう不祥事が起きたということなのですけれども、たまたまさほどの被害がなかったみたいなのですけれども、このあとのフォローとして、我々は例えば防災無線何かでも言ったかどうかはちょっと私は聞いていないのですけれども、こういう部分というのはやはりそのあとのフォローをどういうふうに行っているのか。例えば、消防のほうから各町内会にまた再度のそういう何と言うのですか注意を図るとか、いろんな再発防止に絡めていろいろやるべきことがあったとは思っているのですけれども、まずどういう経過処置をしたのか、まず1点お聞きしたいです。

それともう一つは、やはりいまの最後のこの車検切れの件ですけれども、これは一通り新聞沙汰になっておりまして、当然新聞のほうにも案内したという町長のお話ですけれども、これ私が知る限りでは、やはりこういう不祥事がこの4年間で何件か起きているのですね。しかも、いわゆるチェック機能がはたしていない。こういうそういう事故というか、いわゆるチェックミスが起きている。その度に我々としては、「チェック機能を構築しながら云々」というようなお話をいただくのです。しかしながら、こういうふうな「実際にやっているのでしょうか」と言うぐらいの、しかも1年も1年以上ですよ。それは「たまたま事故がないからいいよね」と。これ、個人の車の管理だったらこんなことになりませんよ。だから要は、大変言葉が悪いですけれども、やはり人の車だから関係ないと言えば変ですけれども。まして社協にお貸しになっているという状況の中で、やはりもう少しこういうチェック機能等は以前も形態は違うけれども、1人、2人、3人という体制を持って、やはり起こってからやっているということはわからない、当然の対応ですから、その辺は理解はするのですけれども。やはりこういう本来ある意味では、ほとんど聞かないような事例を我が町でこういう事態が起きるといことは、やはり町民の皆さんもどう思っているのかなど。そういう不信感、あるいは信用も含めて、非常に私は何かもう。先ほど町長のほうから「憤り」という話を聞きました。憤り千番ですよ、これ。こういう本当に強く今後、やはりこういうチェック機能をやはり構築しながら、こういう事態がないようにこれは強く望みたいですね。1点目のこれに関しては、あとの処理に関してちょっとお尋ねしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 本日、行政報告をいたしました火災の2件目、そして車検切れにつきまして、ご意見がございましたので再度ご説明を申し上げます。

浜でのごみ焼きにつきましては、禁止をされているということで、これは全ての住民のかたにも連絡をしているところでございます。そういう状況の中にあってもなお、浜でごみ焼きをする住民のかたがいらっしゃるといことも事実だったということで、このような事故が発生しております。ここは、消防とも連携をしまして、しっかりと広報活動に努めてまいります。

また、禁止案件につきましては、これまで警察署に通報ということではなく、検挙というところまでいっていないというのも事実でございますので、警察のほうに通報することも含めて、厳しい対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

また、直ぐに防災無線等で周知をしなかったという点につきましては、ただいま新井田議員のおっしゃるとおりでございますので、その点につきましても今後しっかりと対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、車検切れにつきましては、ご指摘のとおりです。対処療法的になっているということで、大変申し訳なく思いますし、また1年以上にわたって見過ごしてしまっていたという事実がございますので、これは厳しく我々も反省をし、しっかりとした対応を。本日は、行政報告の中で対応策もお示しをしたわけでございますけれども、この車検切れに限らず、ほかの業務についても点検をしてまいるように努めますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) やはり火事の問題も浜でのそういう事故も、やはりそういう大きい事故につながらない。つまりヒヤリ・ハットを、やはり小さいものがだんだん大きくなって

いくという可能性が当然あるわけですよ。ですから、やはり周知はきっちりしていただいて、再発防止はきちんとやはりするというそういう認識を持って、今後対応してもらいたいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努さん。

○4番(竹田 努君) 公用車の車検切れについて、防止策についてはここにいま記載で、こういうこと事態にならないような手立てをするということですから。これ根本的に車を集中管理している部分に、この隘路というか要因があるのではないだろうかという気も若干するのですよね。ですから、車を公用車に乗って汚れたらすぐ帰ったら車を洗う、そして拭き取ると。そういうことをすればガラスも拭くわけですから、期日だとかもやはり毎日は見なくてもその時点で、どこかでこういう見落としの部分で1年も経過しなくても発見できるだろうと。

それと、ちょっと確認したいのですが、この共済保険は所管は総務ですよ、担当と言いますか。一括でやっているのですか。それであれば、もし別々にやっているとすれば、その辺の連携がというふうに思ったのですけれども。その辺の関係、集中管理がこういう一つの事態を招いているような気がするものですから、その辺も含めて特に答弁は入りませんが、その辺も含めた再発防止策をきちんとやはり作っていただきたいということを申し添えておきます。

○議長(又地信也君) ほかに。

9番 吉田裕幸さん。

○9番(吉田裕幸君) 9番 吉田裕幸です。

先ほどの新井田議員の質問にもちょっと関連するのですが、先ほどの船のこれにつきましては、燃焼が激しい船という書かれ方をしていますね。これは、操業船なのかレジャー船なのか、はたして使われていない船なのか。これによってもこの火を点けた人、なぜ検挙されないのか。この辺がちょっと不可解なので、その辺きちんと調べてあるのであれば、やはりこの報告書の中に入れるべきだと思います。もし漁業者の操業船なら大変なことになると思うのですよ。その辺もきちんとやはり調べて報告してもらわないと困るので、わかる限りのことでよろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいまの吉田議員のご質問ですが、船は二隻ございます。一隻のほうは、船の後ろの部分が焼け落ちているというような状況でして、1t未満の遊漁船です。

「二隻ございます」と言いましたけれども、一隻のほうは少し舳先のほうが焦げているような状況なのですが、こちらはその1t未満の船よりもまだ小さい、本当に船外機も付いていないような磯舟です。被害額のほうは現在消防のほうで調査をしております、まだ報告が届いていないという状況でございます。

○議長(又地信也君) 9番 吉田裕幸さん。

○9番(吉田裕幸君) それは、そうしたらあれですよ。持ち主ではないのかな。これもし持ち主でなければ刑事責任も問われる可能性がありますよね。その辺のことをいま現在ではちょっとわからないので、後ほど詳しいことがわかった時点で、議会のほうに報告をしていただければと思います。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ないようですので、以上をもちまして行政報告を終了いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により平成27年3月31日、木古内町税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第12号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定し、専決を行いましたので、同法第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案説明資料 資料番号1の39ページから40ページに、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照を願います。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について、適用することとされていた原動機付自転車、及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年延長されたことに伴うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

なお、詳細につきましては税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) ただいま上程になりました、承認第1号の内容について、ご説明いたします。資料につきましては、町長のほうからも説明がありましたが、資料番号1の39ページになります。

まず、資料の説明に入る前に、前段経過等を説明をさせていただきますが、平成26年地方税法の改正を受け、平成26年4月21日開催の臨時議会において、木古内町税条例の一部を改正する条例制定について、ご承認をいただいておりますが、平成27年の地方税法の改正によりまして、軽自動車税の一部の税率が1年延長となる法案が平成27年3月31日に成立をしております。このことによりまして、平成27年4月1日施行の軽自動車税の税率を3月31日まで改正する必要となり、専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、税率を引き上げた14車種の軽自動車税の税率のうち、5車種の軽自動車税の税率を除き、平成28年4月1日から施行することとなったものでございます。

具体的には、39ページの改正後の第1条第1項第3号で、3輪、4輪の乗用・貨物の5車種が平成27年4月1日から施行となり、第4号でそれ以外の原動機付き自転車、2輪の小型自動車などの9車種が平成28年4月1日から施行となるものでございます。

40ページにつきましては、それぞれの経過措置を記載をしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 木古内都市計画道路3・4・3環状線通道路整備工事に伴う江差線木古内駅構内佐女川橋りょう改築工事等に関する基本協定の締結について

議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第1号)

議案第2号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第15 議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第16 議案第6号 木古内都市計画道路3・4・3環状線通道路整備工事に伴う江差線木古内駅構内佐女川橋りょう改築工事等に関する基本協定の締結について、日程第17 議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第1号)、日程第18 議案第2号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はじめに、町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括上程となりました、議案第5号・議案第6号・議案第1号・議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

私からは、議案第5号並びに議案第6号について、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。議案説明資料 資料番号1をご参照願います。

32ページをお開き願います。32ページには、介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に関する資料、また次の33ページには、新旧対照表を添付しております。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行令、及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第211号）が公布されたことに伴い、改正を行うものでございます。

改正内容は、第9条の次に第2項を追加し、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第1項第1号に掲げる者の、平成27年度から平成28年度までの各年度の保険料率を第9条の規定にかかわらず、2万8,600円とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては後ほど、保健福祉課長より説明をさせます。

次に、議案第6号 木古内都市計画道路3・4・3環状線通道路整備工事に伴う江差線木古内駅構内佐女川橋りょう改築工事等に関する基本協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

基本協定を締結する工事内容につきましては、木古内都市計画道路3・4・3環状線通道路整備工事に伴う江差線木古内駅構内佐女川橋りょう改築工事等に伴い、北海道旅客鉄道株式会社、並びに道南いさりび鉄道株式会社に委託する工事で、予定金額が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、または処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定に基づき、基本協定の締結について議会の議決を求めるものでございます。

内容について、ご説明をいたします。説明資料の資料番号1、34ページから35ページ、ここには協定書案の写しを、また36ページには計画予算書を、37ページから38ページには工事位置図を添付しておりますので、ご参照を願います。

それでは、議案書に戻っていただきます。

基本協定の内容につきましては、1. 基本協定の目的は、木古内都市計画道路3・4・3環状線通道路整備工事の委託、2. 基本協定の方法は、委託協定の締結、3. 基本協定の金額は、6億2,052万円、4. 基本協定の相手方は、北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 島田修、並びに道南いさりび鉄道株式会社 代表取締役社長 荒川裕生、5. 基本協定の期間につきましては、基本協定締結日から平成30年3月31日までとするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 議案第5号の詳細説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(名須賀六男君) ただいま上程となりました、議案第5号についてご説明を申し上げます。

この改正は、所得の少ない第1号被保険者に対し、保険料を軽減する国の予算が4月9日に成立し、4月10日に関係する政省令が公布されたことに伴い、木古内町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

議案説明資料 資料番号1の32ページをお開き願います。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について載せております。表が見づらくて申し訳ございませんが、左下に第1段として、今年度は①にあります町民税非課税世帯のうち、特に所得の低いかたを対象として、負担割合を50%から45%にする軽減を実施するものです。平成29年度の消費税引き上げ時には第2段として、②にありますとおり、第1段階から第3段

階までとなる町民税非課税世帯を対象として、軽減を実施する予定となっております。

33ページに、新旧対照表を添付しておりますのでご参照願います。

では、改正内容をご説明いたします。

今、改正で加えた第9条第2項では、第9条第1項第1号に掲げる第1号被保険者（生活保護受給者及び町民税非課税世帯で老齢年金受給者・本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下のかた）、このかたの保険料3万1,800円を平成27年度から平成28年度までの2年間は2万8,600円とするものです。

附則といたしまして、第1条では施行期日を定めており、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものです。

第2条では経過措置を定めており、改正の第2項の規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しないとするものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま一括して上程となりました、議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ217万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億1,938万5,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、4ページの第3表 継続費補正は、木古内都市計画道路3・4・3環状線通道路整備工事につきましては、工事期間が3か年に及ぶことから継続費補正を行うものです。

3款 民生費では、介護保険特別会計への繰出金の追加、7款 商工費では、J R木古内駅構内売店スペース賃借料の追加です。

それでは、詳細につきましてご説明をいたします。

4ページをお開き願います。第3表 継続費の補正は、議案説明資料 資料番号1の34ページから38ページをご参照願います。

この度の木古内都市計画道路3・4・3環状線通道路整備工事に伴う江差線木古内駅構内佐女川橋りょう改築工事等につきましては、工事期間が3か年に及ぶことから、総額を6億2,052万円とし、年割額は平成27年度を1億4,303万2,000円に、平成28年度を4億1,360万6,000円に、平成29年度を6,388万2,000円とするものです。

次に、歳出をご説明いたします。

10ページをお開き願います。3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費、28節 繰出金 212万5,000円の追加は、介護保険条例の一部改正でご説明しました、低所得者に対する軽減措置分として介護保険事業特別会計に対する繰出金としての追加です。

次に、11ページです。7款・1項 商工費、2目 商工振興費、14節 使用料及び賃借料 5万4,000円の追加は、3月14日をもってキヨスク木古内店が閉店しましたが、北海道新幹線開業まで1年を切り、J R利用者に対するサービスとともに、商工振興のため跡地を活用し、後利用する町内商業者に対し支援を図るための、J R駅構内売店スペースをJ R北海道より賃貸する費用の追加です。

続きまして、歳入についてご説明いたします。7ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、4節 介護保険低所得者保険

料軽減負担金 106万2,000円の追加は、負担軽減分に係る2分の1の国の負担分です。

8ページをお開き願います。14款 道支出金、2項 道負担金、1目 民生費負担金、5節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 53万1,000円の追加は、負担軽減分に係る4分の1の北海道の負担分です。

9ページをお開き願います。17款 繰入金、1項 基金繰入金、2目・1節 財政調整基金繰入金 58万6,000円の追加は、負担軽減分に係る国及び北海道からの負担分の差額分、並びにJR駅構内売店スペース賃貸料として財政調整基金から繰入をするものです。

以上で、第1号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第2号 平成27年度木古内町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,833万6,000円とするものです。

補正の内容は、介護保険の低所得者に対する保険料の軽減に伴う補正となっております。

それでは、詳細についてご説明いたします。

歳出よりご説明いたします。8ページをお開き願います。

2款・1項 保険給付費、1目 介護サービス等給付費は、一般財源から特定財源に財源振替をするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料、1節 現年分保険料 212万5,000円の減額は、このたびの制度改正に伴い第1号被保険者保険料を減額補正するものです。

7ページをお開き願います。7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、5目 低所得者保険料軽減繰入金、1節 現年度分 212万5,000円の追加補正は、低所得者に対する保険料軽減分として一般会計から繰入をするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) ここで、2時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時33分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努さん。

○4番(竹田 努君) 一般会計の補正の11ページのJR構内駅売店スペースの賃借料について、ちょっと確認をしたいと思います。

5万4,000円ですから、例えばこれこのあとの期間だとすれば3月までで11か月だとすれば、月5,000円くらいでそういう賃貸料で済むのかどうなのかという部分が一つの確認。

それと、3月の時点で言っていて、まだ商工会を通してなかなかやる、引き受ける商業者

がいなくて今日まで1か月半も延び延びになっていたのかどうか。町として、この売店の営業は個人ですけれども、町としてやはりこういう売店というかそういうものが必要だとすれば、逆に町が支援するくらいのそういう形の中で、やはり営業を早くさせるべきだとそういう考えなのですよね。ですから、その辺について町長、どうなのでしょう。もしこのあとも公募してもなかなか引き受け手がないということは、採算が合わないということになるのかなと。そうなった時の前のアンテナショップ同様、やはり町として必要だということで、補助金まで出してやはり営業をしているわけですから、特急で乗り降りするお客様に対する一つのサービスとして、やはり早くその部分。もし経営の状況で思わしくないとすれば、そういう支援も考えていただきたいという、その辺の考えについてどうなのか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 2点の質問かと思います。

まずは、年間の賃貸料なのですが、4月からということで12か月間を見ております。これは、キヨスクのほうで売店を閉店するのにあたって、売店の建物です。直ぐに解体をすることでこういう情報が入りましたので、4月1日から町が借りるということであれば、壊さずにそのまま利用ができるというふうに判断をしまして、それで4月からということで賃貸借を。これは、JR北海道の所有でございます、安い単価で。これは、従前のキヨスクも同じような単価で、4,428円です、月額。

それと、収益性の問題なのですが、キヨスクさんの閉店理由が利用客が減ってきているということがございましたので、なかなか経営は厳しいだろうなという判断は持っているのですが、やはりここは経営をするということで、個人の商店ですと収益を追求することになりますので、収益の伴う事業に対して町が補助を出すということについては、疑問がやはりありますので、これが公益性の伴う法人格であれば、その収益性を追求しない公益法人ということであれば、補助も可能なのかなという判断は持っております。

現在、個人の商店主さんと経営について、継続した話し合いを続けているところでございます。これは、取り扱い商品について、やはり多くのもを取り扱いたいということがございますので、これまでお土産品類等を取り扱ってきいていなかったという中では、そういった業者のほうとの交渉に時間がかかっているというふうに聞いております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたし

ました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 木古内都市計画道路3・4・3環状線通道路整備工事に伴う江差線木古内駅構内佐女川橋りょう改築工事等に関する基本協定の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第19 議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料 資料番号1の1ページから29ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照を願います。

本条例の改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立などの観点から、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が公布されたことに伴い、木古内町税条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) ただいま上程となりました、議案第3号について、ご説明いたします。

お手元に配付されております、議案説明資料 資料番号1により、説明をさせていただきますと思います。

条例並びに附則条項の番号の変更・用語及び表現の整理等については、極力省略させていただき、主な改正条項等について説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きください。第2条は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正にあわせて改正するもので、法人番号等を記載することになるものでございます。施行月日は、番号法施行の日からとなります。

続いて、第23条になります。法改正にあわせて改正するもので、地方税法に恒久的施設の定義が追加されたことにより、適用条文が変更になるものでございます。平成28年4月1日より施行されます。

続いて、2ページ目になります。第31条は、資本金等の額に係る定義の変更等に伴い、規定の整備等を行うものでございます。平成27年4月1日より施行されます。

続きまして、4ページの下段になります。第33条は、所得税での国外転出時課税が創設をされましたが、個人住民税では適用しないとするものでございます。平成28年1月1日より施行されます。

続きまして、5ページになります。第36条の2は、第2条と同様に法人番号の規定を整備するものでございます。施行月日は番号法施行の日からとなります。

続いて、5ページの下段から7ページにかけてになります。第36条の3の3、第48条及び第50条はいずれも項ずれにより改正をするものでございます。施行月日は、第36条の3の3は平成28年1月1日から、第48条及び第50条は平成27年4月1日からとなります。

続きまして、7ページの中段になります。第51条は第2条と同じく個人番号、法人番号等の規定の整備により改正をするものです。施行月日は番号法施行の日からとなります。

続きまして、7ページ下段から8ページにかけてになります。第57条、第59条は、項ずれにより改正をするものでございます。

続きまして、8ページ下段から14ページの中段までです。第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139条の3、第149条までは個人番号、法人番号等の規定により整備をするもので、施行月日は番号法施行の日からということになります。

続きまして、14ページの下段になります。附則第4条ですが、法改正による条ずれによる改正となります。施行月日は平成28年1月1日からとなります。

続きまして、15ページの中段になります。附則第7条の3の2ですが、住宅借入金等を税額控除適用期間の延長で、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税から控除する期間が、現行居住年が平成29年までを平成31年までの2年間の延長をするものです。平成27年4月4日より施行されます。

続きまして、15ページの下段から17ページの上段にかけてになります。附則第9条及び第9条の2ですが、法改正にあわせ、ふるさと納税の申告特例についての規定が新設されたことにより、自治体への寄付金控除の対象者について、申告不要で個人住民税の控除ができる制度の創設となっております。平成27年4月1日より施行されます。

続きまして、17ページの中段になります。附則第10条の2につきましては、わがまち特例の創設に伴い、管理協定が締結された津波避難施設や新築のサービス付き高齢者向け住宅等に係る課税標準の特例として改正をするものです。平成27年4月1日より施行されます。

続きまして、17ページのいまのページの下段から20ページにかけてになります。

これは、附則第10条の3は個人番号、法人番号等の規定の整備により改正するものです。施行月日は番号法施行の日からとなります。

続きまして、その下段から24ページにかけてになります。附則第11条、附則第11条の2、附則第12条及び13条、第15条ですが、内容の変更はなく法改正により期限を延長するものでございます。

続きまして、25ページになります。附則第16条ですが、グリーン化特例が創設されたことによりまして、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録した3輪以上の軽自動車税について、28年度に限り改正となるものです。施行月日は27年4月1日となります。

続きまして、26ページの中段になります。附則第16条の2ですが、旧3級品に係る特例税率の廃止により削除するものでございます。

続きまして、27ページになります。附則第22条は個人番号、法人番号等の規定の整備により改正をするものです。施行月日は番号法施行の日からとなります。

続きまして、28ページになります。木古内町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてですが、平成26年度条例制定した内容の一部改正になり、法改正により、軽自動車税のグリーン化特例が新設されたことにより追加となるものでございます。改正するものです。

続きまして、新旧対照表は以上なのですが、施行期日の関係が議案のほうに掲載をしております。先ほどの補正の後ろのほうに条例制定の資料が議案が付いておまして、議案の木古内町税条例の一部を改正する条例から6枚目になるのですが、6枚目の下段のほうに施行月日、施行期日、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の経過措置を記載しております。

す。主なものの説明をさせていただきますが、それから3枚ほどめくっていただきまして、9ページの上段のほうに、第5条でたばこ税の経過措置ということで記載をしております。これにつきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を28年度から平成31年3月31日まで、段階的に廃止をするものです。施行日は、平成28年4月1日となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第20 議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料 資料番号1の30ページから31ページに、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照を願います。

本条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が公布されたことに伴い、低所得者に対する国民健康保険税の減額の基準について、第23条第2号中、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額「24万5,000円」を「26万円」に、同条第3号中、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額「45万円」を「47万円」に、それぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項ではこの条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

第2項では、改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3項では、木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正するとし、附則第1条を次のように改めます。

第1条では、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしております。

第1号では、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）を平成28年1月1日とし、第2号では附則第3項の改正規定、附則第6項の改正規定から附則第13項の改正規定、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分を除く。）、この第15項の改正規定、及び第16項の改正規定は、平成29年1月1日とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番 相澤 巧さん。

○5番(相澤 巧君) すみません、新人議員でちょっとよくわからないところがありますので、ちょっと確認したいと思います。

今回のこの部分に関しては、低所得者に対する減額の拡大と思われるのですが、それでよろしいのでしょうか。

それともう一つ、この部分に関わらないこれより上の所得のかたの国保税の増減等は如何なものなのでしょうか。

○議長(又地信也君) 税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) まず1点目のお尋ねの部分なのですが、低所得者の対象者の拡大ということで、おっしゃるとおりでございます。

それと2点目なのですが、今回の改正では5割軽減、2割軽減の対象者を範囲を拡大することで改正になっておりまして、軽減対象としては7割軽減もこのようにございますので、全部で軽減対象としては7割、5割、2割の軽減ということになります。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案の

とおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定いたしました。

同意案第1号 監査委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第21 同意案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、竹田 努さんの除斥を求めます。

(竹田議員 退場)

○議長(又地信也君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、同意案第1号 監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町監査委員には、下記の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により議会の同意を求めます。

議案説明資料 資料番号2をご参照願います。

住所は、木古内町字前浜77番地。氏名 竹田 努。生年月日 昭和21年3月2日生、満69歳。

ご本人につきましては、しっかりとした信念を持たれ、常に中立公平を堅持されているかたでございます。

また、長年にわたり行政経験、議員経験から、当町の行財政運営に関し優れた見識を持っておられ、監査委員として適任と考えております。

どうか、満場一致でご同意くださいますようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。お諮りいたします。

同意案第1号 監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたはご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立によって、同意案は同意されました。
暫時、休憩をいたします。

(竹田議員 入場)

休憩 午後3時05分
再開 午後3時06分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。
竹田 努さんにご報告いたします。
監査委員につきましては、満場一致で選任されましたので、ご報告をいたします。
おめでとうございます。

発議案第5号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第22 発議案第5号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より下記のとおり、その所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案とおり承認することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第23 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認めます。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することとい

たしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今、臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第1回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後3時09分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年5月1日

臨時議長 佐藤 悟

木古内町議会議長 又地 信也

署名議員 竹田 努

署名議員 手塚 昌宏

